

次のとおり公募型指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和元年5月22日

一般財団法人北海道建設技術センター

理事長 名取 哲哉

1 入札に付す事項

- (1) 業務の名称 市町村橋梁点検委託業務（札幌地域）
- (2) 業務の場所 恵庭市、石狩市、美唄市
- (3) 委託の期間 契約締結日の翌日～令和元年11月20日
- (4) 業務の概要 恵庭市：58橋、石狩市：34橋、美唄市：4橋（全体数：96橋）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は当該業務において自主的に結成する「特定委託業務共同企業体」であり、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 構成員の数は3社以上とし、代表者、構成員①、構成員②の構成を確保すること。
- (2) 構成員は、平成30年北海道告示第12号又は平成31年北海道告示第6号に規定する競争入札参加資格のうち土木設計又は測量のいずれかの資格を有している者。
- (3) 構成員は、競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、12%以上であること。
- (5) 本業務の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として本業務の入札に参加する者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、ここにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (ア) 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 構成員は、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 特定委託業務共同企業体の条件

(1) 共同企業体の代表者は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 平成30年北海道告示第12号又は平成31年北海道告示第6号に規定する競争入札参加資格のうち土木設計の資格を有している者。
- イ 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）の建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート」の登録を受けている者。
- ウ 北海道内に営業所（2.（2）の資格審査に際し、申請書に添付した競争入札参加資格審査申請書付票に記載された主たる営業所）を有する者であること。
- エ 出資比率が構成員中最大であること。
- オ 管理技術者、照査技術者を各1名配置できること。
管理技術者は下記のいずれかの資格を有することとする。また、北海道建設技術センター発注の手持ち業務量を1件とする。なお、入札に参加しようとする者は、管理技術者を事前に登録（別記第6号様式）しなければならない。
技術士（鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）、コンクリート診断士
- カ 過去10ヶ年（平成21年度以降）に、北海道開発局、北海道（土木現業所もしくは建設管理部）、道内の市町村（札幌市除く）において橋梁詳細設計（鋼橋及びコンクリート橋）と橋梁補修設計（鋼橋及びコンクリート橋）の履行実績を有していること。

(2) 構成員①は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 平成30年北海道告示第12号又は平成31年北海道告示第6号に規定する競争入札参加資格のうち土木設計の資格を有している者。
- イ 北海道内に営業所（2.（2）の資格審査に際し、申請書に添付した競争入札参加資格審査申請書付票に記載された主たる営業所）を有する者であること。
- ウ 過去10ヶ年（平成21年度以降）に、開発局、北海道、道内の市町村（札幌市除く）において橋梁詳細設計（鋼橋又はコンクリート橋）又は橋梁補修設計の履行実績を有していること。

(3) 構成員②は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 平成30年北海道告示第12号又は平成31年北海道告示第6号に規定する競争入札参加資格のうち土木設計又は測量のいずれかの資格を有している者。
- イ 札幌建設管理部管内に営業所（2.（2）の資格審査に際し、申請書に添付した競争入札参加資格審査申請書付票に記載された主たる営業所）を有する者であること。
- ウ 過去5ヶ年（平成26年度以降）に、開発局、北海道、道内の市町村（札幌市除く）において委託業務（維持業務除く）の履行実績を有していること。

4 特定委託業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

特定委託業務共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定委託業務共同企業体公募型指名競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）及び特定委託業務共同企業体協定書（別記第2号様式）を紙により提出しなければならない。

なお、業務の入札に関すること等を代表者に委任する場合は、同時に委任状（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和元年5月22日から令和元年6月3日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）毎日9時から17時まで

(2) 提出場所

札幌市東区北33条東1丁目1番1号 一般財団法人北海道建設技術センター 総務部総務課

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 添付書類

- ア 委託業務履行実績調査書（別記第4号様式）（構成員ごとに契約書、設計書、完了結果通知を必ず添付すること）又は入札参加登録書の写し（平成28年度又は平成29年度に入札参加事前登録の申請を行い登録された代表者又は構成員①）

イ 特定関係調書（別記第5号様式）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

ウ 管理技術者登録書（別記第6号様式）

エ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請を行う際には、返信用封筒（表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（定形封筒の場合は392円）の切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

5 入札参加資格の審査

この入札は、公募型指名競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年6月10日までに書面により通知する。

6 契約条項を示す場所

札幌市東区北33条東1丁目1番1号 一般財団法人北海道建設技術センター 総務部総務課

7 入札書の提出方法等

(1) 入札日 令和元年6月26日（水）

(2) 入札書提出締切日時 令和元年6月26日（水）10時00分

(3) 開札場所 札幌市中央区北1条西7丁目 北海道中小企業会館〔プレスト1.7〕 F会議室

(4) 開札日時 令和元年6月26日 10時30分

8 送付による入札

認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

(1) 予定価格の公表

事後公表とする。

(2) 最低制限価格

設定している。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる（コピー及び貸し出しは不可）ほか、一般財団法人北海道建設技術センターの入札情報提供システム（無料）より入手可能。

ア 閲覧期間

令和元年5月22日から令和元年6月25日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日9時から17時まで

イ 閲覧場所

札幌市東区北33条東1丁目1番1号 一般財団法人北海道建設技術センター 総務部総務課

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和元年5月22日から令和元年6月20日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日9時から17時まで

イ 受付場所

札幌市東区北33条東1丁目1番1号 一般財団法人北海道建設技術センター 総務部総務課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和元年5月22日から令和元年6月25日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日9時から17時まで

イ 閲覧方法

一般財団法人北海道建設技術センターのホームページに掲載

16 支払条件

(1) 前金払

行わない。

(2) 部分払

行わない。

17 その他

(1) 入札執行回数は、原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

(3) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(8) 公告の内容に関し不明な点は、一般財団法人北海道建設技術センター総務部総務課に照会すること。

注1 委託業務履行実績調書（別記第4号様式）に添付する契約書、設計書、完了結果通知は下記のとおりとする。

1 契約書

(1) 契約変更がない場合

当初契約書（写）

(2) 契約変更がある場合

当初契約書（写）及び変更契約書等（写）

2 設計書

(1) 設計変更がない場合

当初設計書の次の部分の（写）

ア 設計書表紙（施工年度、業務名等の確認）

イ 委託業務履行実績調書の業務概要欄に記載した内容を確認できる部分

(2) 設計変更がある場合

最終の変更設計書の次の部分の（写）

ア 設計書表紙（施工年度、業務名等の確認）

イ 委託業務履行実績調書の業務概要欄に記載した内容を確認できる部分

3 完了結果通知

完了結果通知の写し又はTECRIS登録の写し

※1 共同企業体の代表者要件である橋梁詳細設計の履行実績は、新設する橋梁の実施設計とする。

※2 共同企業体の代表者及び構成員①の要件である橋梁補修設計の履行実績は、下記のとおりとする。

鋼桁補修設計、PC桁補修設計、RC床版補修設計、支承補修設計、支承取替設計、地覆・防護柵補修設計、地覆補修設計、下部工補修設計

注2 管理技術者登録書（別記第6号様式）について

※1 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなし、入札参加に際して登録された管理技術者を無効とする。

※2 管理技術者は契約期間中、やむを得ない場合（体調不良や不慮の事故など）を除き原則変更することは出来ない。

なお、本業務の契約前に管理技術者を変更する必要が生じた場合には、登録した技術者と同等の資格を有するものであれば、変更することは可能とする。